

令和7年 廃棄物規制課の取組について

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長

松田 尚之



新年明けましておめでとうございます。日頃から産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和7年の新春を迎えるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、全国各地域で長年にわたって産業廃棄物処理という社会インフラ、ひいては地域社会を支えておられる関係事業者の皆様には深く御礼申し上げます。エッセンシャルワーカーとして、廃棄物の適正処理の役割をしっかりと担っていただいていることに、心より感謝いたします。

近年、我が国における2050年カーボンニュートラルの達成や循環経済の実現に向けて、資源循環・廃棄物処理業の取組に対する、資源循環及び脱炭素化の実現に向けた期待は益々大きくなってきています。環境省としても、昨年5月に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環経済を「国家戦略」として位置付けました。7月には循環経済に関する閣僚会議が開催され、循環経済の実現を国家戦略として取り組むべき政策課題として、各府省庁における取組を具体化した政策パッケージをとりまとめられました。今後、様々な施策を関係省庁と連携しながら取り組んでまいります。

廃棄物規制課としても、産業廃棄物処理業界における資源循環に関する取組を力強く後押ししてまいります。昨年5月には、新たに「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」という法律が成立しました。同法は、適正処理を大前提とした上で、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に推進するため、先進的な内容だと認められる再資源化事業等の高度化の取組を国が一括して認定する制度

を設けています。この制度等により製造事業者等と廃棄物処分業者による動静脈連携が進むのではないかと期待しております。

同法は、令和7年11月までの完全施行を目指しており、昨年11月には国による認定の基準について、より技術的・専門的な内容を検討するワーキンググループを設置しました。計画の認定の要件等について、事業者や専門家の皆様の御意見も踏まえながら、引き続き施行に向けた検討を進めてまいります。

また、近年金属スクラップ等の不適正な保管や処理により、騒音や悪臭、土壤汚染などを引き起こす不適正ヤードの問題が顕在化しています。生活環境保全上の支障のみならず、不適正業者を通じて金属資源等が海外に流出しているとの指摘もありますので、実態調査と併せ、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度の見直し等、必要に応じた制度的措置の検討を進めてまいります。

その他、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を守るために、PCB廃棄物の期限内処理に向けた取り組みや、不法投棄等の撲滅・安全安心な地域社会の維持に向けた取り組みを加速してまいります。さらには、激甚化する気候災害に伴い大量発生する災害廃棄物の処理体制の確保や改正バーゼル条約付属書への対応など、資源循環を取り巻く課題は多く存在しております。こうした諸課題に引き続き全力で対処してまいりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。末尾ながら、産業廃棄物処理業界の一層の発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。